

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名


被告 国 ほか1名


証拠申出に対する意見書


令和5年3月30日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

井 上 恵 理 子 

古 川 善 健 

西 方 俊 平 

被告国は、本書面において、令和5年3月6日付け原告の証拠申出書（以下「本件証拠申出書」という。）による証人尋問等の申出（以下「本件申出」という。）のうち、■■■■ 検事、■■■■ 検事（以下「■■■■ 検事」という。）、■■■■ 氏（以下「■■■■ 氏」という。）及び■■■■ 氏（以下「■■■■ 氏」という。）の証人尋問の申出に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略称等は、本文中に新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 結論

本件申出のうち、■■■■ 検事、■■■■ 検事、■■■■ 氏及び■■■■ 氏に係る申出は、速やかに却下されるべきである。

第2 理由

1 ■■■■ 検事について

- (1) 原告らは、■■■■ 検事の証人尋問により証すべき事実として、「本件要件ハに関する警視庁公安部による解釈が不相当であること、及び本件噴霧乾燥器の内部に温度が上がりづらく乾熱で細菌を殺滅することができない箇所が存在することについて、認識し得たにもかかわらず、必要な捜査を怠り、漫然と勾留請求及び起訴に及んだものであること」とする（本件証拠申出書2ページ）とともに、同申出書別紙尋問事項書において、■■■■ 検事の尋問事項として(1)ないし(8)の事項を記載している。

被告国との関係における本件の争点は、令和4年7月13日付け貴裁判所作成に係る事務連絡記載の「【争点】（責任論）（对原告ら）本件要件ハの該当性について」に記載された(1)ないし(5)である（以下、これらを「令和4年7月13日付け裁判所提示の争点」という。）ところ、上記証すべき事実のうち「本件要件ハに関する警視庁公安部による解釈が不相当であること」

は、そもそも「警視庁公安部による解釈」が何を指すか不明であって、裁判所提示の争点のいずれとも関係がない。

また、その点をおくとしても、原告らが求める[]検事の尋問事項(1)ないし(8)により、原告らが指摘する[]検事の証人尋問により証すべき事実が明らかになる関係にはない。

- (2) さらに、検察官の勾留請求及び公訴提起が国賠法上違法と評価されるかどうかの判断は、いずれも、検察官が現に収集した証拠資料及び通常要求される捜査を遂行すれば収集し得た証拠資料に基づく検察官の証拠評価及び法的判断の合理性の有無に帰結するところ、被告国は、本件において、[]検事が本件各勾留請求及び本件各起訴に当たり判断の材料とした資料の範囲やその判断過程を明らかにしている（被告国準備書面(2) 11ないし15、26ないし31ページ）とともに、判断の材料とした資料をいずれも証拠提出している。

そうすると、本件では、これらの資料を前提として、[]検事による証拠評価及び法的評価の合理性の有無が判断されるものであり、その合理性の有無は、[]検事の尋問の結果明らかになるものではない

したがって、本件において、[]検事の尋問を行う必要はない。

2 []検事について

- (1) 原告らは、[]検事の証人尋問により証すべき事実として、「公訴取消申立てを余儀なくされた経緯、具体的には、本件噴霧乾燥器の内部に温度が上がりづらい箇所が存在し、当該箇所に粉体として残留した細菌を乾熱で殺滅できない（できることを立証できない）と判断するに至った事情、及び、警視庁公安部による殺菌解釈が、本件要件ハの解釈として相当であることを立証できないと判断するに至った事情」とする（本件申出書2及び3ページ）とともに、同申出書別紙尋問事項書において、[]検事の尋問事項として(1)

ないし(8)の事項を記載している。

しかしながら、検察官の勾留請求及び公訴提起が国賠法上違法と評価されるかどうかの判断は、被告国準備書面(2)15及び16ページで述べたとおり、いわゆる職務行為基準説によるべきものであるところ、■■■■検事は、本件刑事事件の公判前整理手続の終盤段階である令和3年4月1日から本件刑事事件の公判担当検察官を務めていたにすぎず、本件各勾留請求や本件各起訴に係る判断を行った検察官ではないから、そもそも令和4年7月13日付け裁判所提示の争点との関連性は認められない。

したがって、この点だけ見ても、■■■■検事の証人尋問の必要性が認められないことは明らかである。

(2) さらに、原告らが求める■■■■検事の尋問事項は、以下のとおり、令和4年7月13日付け裁判所提示の争点との関係からみても、必要性が認められない。

原告らは、■■■■検事に対する尋問事項(1)「本件刑事事件との関わり」に続いて、(2)として「経済産業省と警視庁公安部の打合せ内容が記載された捜査メモ(以下「本件文書」という。)の入手、確認の経緯」、(3)として「本件文書の内容」、(4)として「本件文書の開示について経済産業省との調整した経緯及び結果」を挙げるが、これらの尋問事項は、原告らが指摘する■■■■検事の証人尋問により証すべき事実と関連する事項ではない。また、原告らは、これらの尋問事項により、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の本件要件ハの解釈や運用を明らかにすることを試みる趣旨と解されるが、■■■■検事を尋問したところで、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の本件要件ハの解釈や運用が明らかになるものではない。

さらに、原告らは、■■■■検事に対する尋問事項(5)として、「当初、粉体を

用いた実験を不要と考えていた理由」を挙げるが、これは、**■**検事ではなく、本件各起訴を行った**■**検事の判断に関する事項である。また、この点について、被告国は、被告国準備書面(2)30及び31、39及び40ページで述べたとおり、**■**検事において、**■**大学大学院**■**准教授の平成30年7月31日付け供述調書(丙11)や特定非営利活動法人**■****■**理事長からの平成29年12月22日付け聴取結果報告書(丙4・添付資料13)の内容を踏まえ、粉体化した細菌を用いた実験を行う必要がないと判断したことを明らかにしているのであるから、その**■****■**検事の判断の合理性の有無を判断すれば足り、**■**検事の尋問を行う必要はない。

このほか、原告らは、**■**検事に対する尋問事項(6)として、「弁護人の指摘を受けて行った粉体実験の結果」を挙げるが、捜査機関が本件各起訴後に行った噴霧乾燥器の温度測定等の補充捜査に関し、東京地検が証拠請求したのは、丙A52ないし丙A65であり、これらはいずれも**■**検事が本件刑事事件の公判担当検察官となる以前に行われた補充捜査に関するものであり、**■**検事は当該補充捜査に関与していないのであるから、**■**検事の尋問を行う必要はない。

(3) 以上のとおりであるから、本件において、**■**検事の尋問を行う必要はない。

3 **■**氏について

(1) 原告らは、**■**氏の証人尋問により証すべき事実として、概要、**■**氏ないし**■**氏の指示で捜査対応をした経済産業省の職員が、平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部の職員に対し、「同省として次の①～③の殺菌解釈(以下「本件解釈という。)」を行っている旨を述べていなかった事実」、「次の①～⑦の趣旨の発言(以下「本件経産省発言」という。)

をした事実」としている（本件申出書3及び4ページ。）。

- (2) 原告らは、■■■■氏に上記の点を尋問することにより、要するに、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の本件要件ハの解釈や運用を明らかにしようとするものと解される。

しかしながら、令和5年2月24日付け被告国の「文書提出命令申立てに対する意見書」5及び6ページで述べたとおり、経済産業省職員聴取メモに記載された内容は、経済産業省の有権解釈（公権的解釈）を述べたものとはいえないから、経済産業省の職員に対し、警視庁公安部の職員に対する発言内容を尋問したところで、平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点における経済産業省の本件要件ハの解釈や運用が明らかになるものではない。

したがって、本件において■■■■氏の尋問を行う必要はない。

4 ■■■■氏について

- (1) 原告らは、■■■■氏の証人尋問により証明すべき事実として、■■■■氏ないし■■■■氏と共に捜査対応をした経済産業省の職員が、平成29年10月から平成30年2月にかけて、警視庁公安部の職員に対し、「同省として本件解釈を行っている旨を述べていなかった事実、及び本件経産省発言をした事実」としている（本件申出書4ページ）。

- (2) この証明すべき事実は、■■■■氏の証人尋問により証すべき事実と同一であるので、前記3(2)で述べたのと同様の理由から、■■■■氏の尋問を行う必要はない。

5 補足

なお、仮に、■■■■氏及び■■■■氏の双方の尋問が採用される場合であっても、証すべき事実や尋問事項が重複していることから、重複しないよう、両名の尋問事項を制限すべきである（これに伴い、原告らによる両名の尋問時間も相応

に短縮されるべきである。)

以 上